

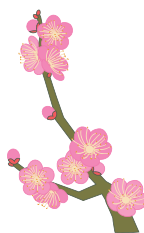
- ▽五〇〇〇円／一月二十四日  
高大・パソコンクラブ
- 匿名
- ▽一五〇〇〇円／一月二〇日  
ふれあいセンター募金箱
- ▽九一八四円／一月十七日  
三芳町赤十字奉仕団
- ▽一万円／一月十四日  
木村屋総本店 [Y&A Bakery]
- ▽六万一千九百八円／一月十二日  
弦巻一校
- ▽三万八千五百一十円／一月六日  
荻島詔
- ▽七〇〇〇円／十二月二十七日  
ASAつるせ中央

善意の寄附を  
ありがとうございました  
社会福祉協議会に、次の寄附が  
寄せられました。貴重な財源とし  
て役立てていただきます。  
ありがとうございました。  
(敬称略)

## 町の動き

町政のさまざまな動きをお知らせします。

▽七〇〇〇円／一月三十一日  
ASAつるせ中央  
(愛の福祉基金として)  
社会福祉協議会



### 三芳町災害時要援護者避難支援プラン パブリック・コメントの募集

町では、「災害時要援護者避難支援プラン」の策定作業を、関係機関と調整しながら進めています。この度、全体計画の素案がまとまりましたので、広く住民の皆様からご意見を募集いたします。

いただいたご意見は、最終的な決定における参考とさせていただきます。

#### 意見募集の対象

三芳町災害時要援護者避難支援プラン全体計画（素案）

#### 募集期間

3月1日(火)～3月30日(木)

#### 意見募集の方法

素案は、期間中、町ホームページで閲覧できます。また、役場2階地域振興課、各公民館、図書館、歴史民俗資料館でも閲覧できます。所定の様式により、提出してください。

詳しくは、町ホームページまたは地域振興課にお問い合わせください。

問い合わせ 地域振興課 (内線265・266) FAX274-1053

## 犬の飼い主のみなさんへ 集合狂犬病予防注射のお知らせ

### ●日時・会場

期 日	時 間	会 場
4月25日(月)	10:00～11:30	上富第1区集会所
	13:00～14:30	中央公民館駐車場
4月26日(火)	9:30～11:30	北永井第2区集会所
	13:00～14:30	藤久保第2区集会所
4月27日(水)	9:30～10:30	藤久保第3区第1集会所
	11:00～12:00	藤久保第4区第2集会所
	13:20～14:30	竹間沢第1区集会所

\*各会場については、地図を参照してください。

### ●手数料（1頭につき）

#### ◇登録済の犬の場合

登録料	注射料	注射済票代	合 計
0円	2,750円	550円	3,300円

#### ◇未登録の犬の場合

登録料	注射料	注射済票代	合 計
3,000円	2,750円	550円	6,300円

犬の飼い主には、「犬の登録をすること」と「犬に毎年1回狂犬病予防注射を受けさせること」が狂犬病予防法により義務付けられています。

狂犬病は、人を含めたほ乳類に感染し、発症すれば治療法はなく、死亡率はほぼ100%です。狂犬病は世界中のほとんどの国や地域で発生し、毎年5万人以上が狂犬病で死亡しています。日本は、昭和32年以降狂犬病の発生はありませんが、これは狂犬病予防法によりすべての飼い犬に狂犬病予防注射が義務づけられた成果です。海外から狂犬病を侵入させないためにも飼い犬には必ず年1回の狂犬病予防注射を受けさせましょう。

町では、多くの飼い犬に狂犬病予防注射を受けていただくために、左表のとおり集合狂犬病予防注射を実施いたします。三芳町内で犬をお飼いの方は、お近くの会場で狂犬病予防注射を飼い犬に受けさせていただきます。会場では、狂犬病予防注射だけではなく、犬の登録も同時に受け付けますので、まだ犬の登録をしていない場合は、この機会に登録を済ませてください。また集合狂犬病予防注射は、雨天でも実施いたします。

なお、都合により下図の会場で飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせられない場合は、必ず動物病院で獣医師より狂犬病予防注射を受けてください。その後、動物病院が発行する「注射済証明書」を環境産業課環境対策係窓口へ持参し、注射済票の交付を受けてください。

### ●集合狂犬病予防注射に関してのお願い及び注意点



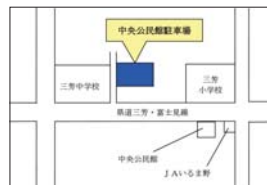
- ①犬の体を清潔にし、犬の首輪が抜けないようにして、必ず犬をおさえられる人が連れてきてください。
- ②体調に異常のある犬は、必ず事前に申し出てください。
- ③獣医師による問診で、注射を見合わせる場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ④1ヶ月以内に他の予防注射を受けた犬は注射を受けられませんのでご注意ください。
- ⑤海外に犬を連れて行く予定のある方、または既にマイクロチップを装着されている方は、注射の前に必ず申し出てください。
- ⑥まれに注射による副作用が起こる場合があります。注射に際しては犬の体調に十分留意してください。
- ⑦他市区町村より転入した犬（登録済の犬に限る）が注射を受ける場合、事前に鑑札を持参のうえ環境産業課環境対策係の窓口で登録事項変更の届出をしてください。
- ⑧犬の登録に変更があったとき（犬の所有者が変わった・犬の所在地が変わった・飼い犬の住所が変わった）は、町への登録事項変更届出が必要です。
- ⑨犬が死亡したときは、町への死亡届が必要です。（電話連絡可）

問い合わせ 環境産業課

(内線262) FAX274-1053



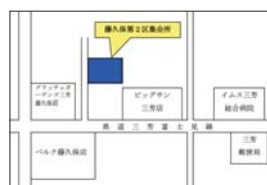
上富第1区集会所



中央公民館駐車場



北永井第2区集会所



藤久保第2区集会所



藤久保第3区第1集会所



藤久保第4区第2集会所



竹間沢第1区集会所

### ご存知ですか？

### 「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

#### 国民年金

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学の方です。また夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、次の年度も在学予定である場合、4月始めに再申請の用紙が送られてきますので、引き続き学生であれば、必要事項を記入の上ご返送ください。

また、学生でない30歳未満の方の場合には、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしてしまうと、不慮の事故などにより障害が残った場合に、障害年金を受けることができなくなります。

なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。就職などで、収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険料を納めることができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。

詳しくは、お住まいの市町村役場の国民年金担当窓口、またはお近くの年金事務所国民年金担当課までお問い合わせください。

問い合わせ 住民課保険年金係 (内線156) FAX274-1101